

## 阿南市建設工事請負業者選定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、阿南市が発注する建設工事の指名競争入札及び随意契約について請負業者（以下「業者」という。）を公正かつ適切に選定するために定める。

2 随意契約について特別の理由があるときは、次条から第7条までの規定にかかわらず、請負業者を選定することができる。ただし、この場合は第8条の規定を準用する。

### (業者の資格)

第2条 業者の資格は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成13年阿南市要綱第1号）第5条各項の規定により登録されたものとする。

### (格付の基準)

第3条 業者の格付は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第3条第1項及び第4条の規定によりそれぞれの業種ごとに、別表1のとおりとする。

ただし、この格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3項の規定に基づく経営事項審査の結果、算定された客観的事項（経営規模、経営状況、その他の評価項目）による客観点数に主観点数（別表1(3)工事業者の格付けを定める場合の主観点数算定要領による）を加えたもの（以下「格付点数」という。）によるものとする。

### (発注の基準)

第4条 格付された業者に対する発注の基準は、設計金額と各等級別に応じ、原則として別表2のとおりとする。

### (発注工事の地区割)

第5条 工事の発注にあたっては、市内を別表3に定める14の地区を基本として地区割により行うものとする。

2 前項の場合において第4条の別表2に該当する等級業者が

ないとき若しくは僅少なきとき又はその他特別な事情がある場合は、等級又は地区を組合わせることができる。

(指名業者の選定)

第6条 業者の選定は、市内業者にあつては一業者一業種とし、第4条の別表2の区分に従い前条の地区割を勘案して選定するものとする。

2 格付されていない業者及び第4条の別表2の別途審議における業者については、地域性、経営規模及び工事实績等を勘案して選定するものとする。

3 業者の選定の基準は、3人以上とする。

(指名業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するとき、特殊な技術を必要とするとき、その他特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず指名業者を選定することができる。

(入札等審査会への諮問)

第8条 1件の設計金額が建築一式工事にあつては300万円以上、建築一式工事以外の工事にあつては100万円以上の工事及び1件の見積金額が100万円以上の工事原材料の購入にかかる業者の選定については、入札等審査会に諮問し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年6月17日から施行する。

(適用)

2 改正後の阿南市建設工事請負業者選定要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成2年7月1日以後に発注する工事から適用する。ただし、新要綱第3条の規定は、平成3年7月1日以後の格付から適用する。

(那賀郡那賀川町及び同郡羽ノ浦町の編入に伴う経過措置)

3 那賀郡那賀川町及び同郡羽ノ浦町の編入の日(以下「編入

日」という。)前に、編入前の同郡那賀川町又は同郡羽ノ浦町(以下「旧町」という。)の建設工事請負業者選定に係る格付基準により算定された点数は、編入日から平成18年6月30日までの間は、阿南市の建設工事請負業者選定に係る格付基準により算定された点数とみなし、この要綱第3条の規定による格付を適用する。

- 4 編入日前において二業種以上の入札参加資格を有している業者は、編入日から平成18年6月30日までの間は、編入日前に旧町において既に選定した平成18年度の業種を選定したものとみなし、この要綱第6条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

**格 付 基 準**

**(1)阿南市内建設業者の格付基準**

業 級別	土木一式	とび・土工 コンクリート	建築一式	ほ装	管	水道施設	電気	塗装	造園
特A級	上位20業者 (注1)(注3)		上位15業者 (注2)(注3)						
A 級	730点以上 (ただし、特A級の業者を除く。)	730点以上	720点以上 (ただし、特A級の業者を除く。)	680点以上	730点以上	730点以上	750点以上	700点以上	780点以上
B 級	680～729点	680～729点	660～719点	679点以下	729点以下	729点以下	749点以下	699点以下	779点以下
C 級	679点以下	679点以下	659点以下						

注1 土木一式工事の特A級は、格付点数の上位20業者の内、(1-1)格付のその他の基準（技術者条件）を満たすものを対象とする。

注2 建築一式工事の特A級は、格付点数の上位15業者の内、(1-1)格付のその他の基準（技術者条件）を満たすものを対象とする。

注3 上位業者は市内に本店（本社）のある業者数とし、市内業者扱いの大臣許可業者はその数に含まないものとする。

市内業者扱いの大臣許可業者及び県知事許可業者の等級は、格付点数の該当するところの等級とする。

とび・土工・コンクリートの許可業者は土木工事業の指名基準を適用する。

**(1-1)格付のその他の基準（技術者条件）**

土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事、管工事、水道施設工事及び電気工事において等級ごとに技術者条件を設定し、格付点数に関係なくその条件に満たない者は次位の等級とする。

なお、技術者条件は直近の経営事項審査の技術職員数に基づくものとする。

建設工事の種類	等級	技術者条件
土木一式工事	特A	技術職員7人以上（内1級3人以上）
	A	技術職員4人以上（内1級1人以上）
建築一式工事	特A	技術職員6人以上（内1級2人以上）
	A	技術職員4人以上（内1級1人以上）
ほ装工事、管工事、水道施設工事及び電気工事	A	技術職員3人以上（内1級1人以上）

## (2) 阿南市内にその他の営業所等を有する国土交通大臣許可業者及び県知事許可業者の取扱

指名基準業 業種	発注する金額基準
土木工事業	設計金額 1,500万円以上の工事
建築工事業	" 6,000万円以上の工事
電気工事業	" 1,000万円以上の工事
管工事業	" 1,000万円以上の工事
ほ装工事業	" 500万円以上の工事
水道施設工事業	" 1,500万円以上の工事
造園工事業	" 500万円以上の工事
塗装工事業	" 500万円以上の工事
その他工事業	( 別途審議 )

ただし、平成18年7月1日から当分の間、準市内扱い業者の新規認定を行わない。

備考 指名競争入札参加者名簿に営業所もしくは、出張所として登録をした国土交通大臣許可の業者についての各種建設工事業における指名競争入札参加基準は、上記の表による。

## (3) 工事業者の格付を定める場合の主観点数算定要領

### 指名停止

指名停止1箇月毎につき10点の減点を行う。

対象期間は、当該格付を行う日の前年度（4月1日から翌年3月31日）の間とする。

なお、年度をまたがる場合は、指名停止の期間の始期の属する月は1箇月として取扱い、終期の属する月がその日を持って満了しない場合は、この月を切り捨て翌年度へ持ち越す。

### 工事成績による加減点

当該格付けを行う日の前年度（4月1日から翌年3月31日までの間とする。）の工事成績について、1件ごとに次の式により加減点を行う。

この工事成績の対象は、次に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める予定価格以上のものとする。

(1) 建築一式工事、塗装工事、電気工事、管工事、その他工事検査課長が定める工事 500万円

(2) 土木一式工事、舗装工事、造園工事、水道施設工事、その他工事検査課長が定める工事 250万円

75点を超える工事（得点 - 75）× 2点を加算

60点を下回る工事（60 - 得点）× 2点を減算

### 技術力

直近の経営事項審査の技術職員数（該当業種による）をもとに、1級技術者1名につき5点（うち監理技術者資格証を保有し、かつ監理技術者講習を修了した者1名につき6点）、登録基幹技能者講習を修了した者1名につき3点、2級技術者1名につき2点、その他の技術者1名につき1点を技術力に対する点数として与える。

### ISO認証取得

ISO9000'S及び14001を取得している場合には各10点を与える。

9000'Sについては複数取得した場合においても10点のみとする。

ただし、当該年度の一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書の添付書類として、ISO登録証（原本又は写し）を提出しているものを対象とする。

### 地域貢献

資格の認定日（毎年5月1日）現在において、阿南市と災害時の応急措置に関する協定を締結している団体に加入し、当該団体と防災協定に基づいて災害活動等に従事するものを評価する。この場合、対象とするのは、1事業者につき、一の協定等のみとし、一律10点を加算する。

別表2（第4条関係）

## 設計金額による発注基準

業種	設計金額	建設業者の等級
土木 工事業 及び び	100万円未満	C級
	100万円以上 200万円未満	C級・B級
	200万円以上 300万円未満	C級・B級・A級
	300万円以上 500万円未満	C級・B級・A級・特A級
	500万円以上 1,500万円未満	B級・A級・特A級
	1,500万円以上 3,000万円未満	A級・特A級
	3,000万円以上 6,000万円未満	工事箇所地区のA級・特A級
	6,000万円以上 1億5,000万円未満	特A級
1億5,000万円以上	別途審議	
建築 一式 工事	300万円未満	C級
	300万円以上 500万円未満	C級・B級
	500万円以上 3,000万円未満	C級・B級・A級
	3,000万円以上 6,000万円未満	B級・A級・特A級
	6,000万円以上 1億円未満	A級・特A級
	1億円以上 2億円未満	特A級
	2億円以上	別途審議
	* 6,000万円以上の工事は、特定建設業の許可業者	
ほ工 装事	500万円未満	B級・A級
	500万円以上 1,000万円未満	A級
	1,000万円以上	別途審議
管 工 事	250万円未満	B級
	250万円以上 1,000万円未満	B級・A級
	1,000万円以上	別途審議
水道 施設 工事	200万円未満	B級
	200万円以上 1,500万円未満	B級 A級
	1,500万円以上	別途審議

電 氣 工 事	200万円未満	B級
	200万円以上 1,000万円未満	B級 ・ A級
	1,000万円以上	別 途 審 議
塗 装 工 事	200万円未満	B級
	200万円以上 500万円未満	B級 ・ A級
	500万円以上 1,000万円未満	A級
	1,000万円以上	別 途 審 議
造 園 工 事	200万円未満	B級
	200万円以上 500万円未満	B級 ・ A級
	500万円以上	別 途 審 議

別表3 ( 第5条関係 )

地 区 割

富岡地区 . 宝田地区 . 中野島地区 . 長生地区 . 大野地区  
加茂谷地区 . 見能林地区 . 橘地区 . 桑野地区 . 新野地区  
福井地区 . 椿地区 . 那賀川地区 . 羽ノ浦地区